

我が国の大学と外国の大学間における
ジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等
国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン

平成26年11月14日

中央教育審議会
大学分科会
大学のグローバル化に関するワーキング・グループ

目 次

第一章	総論	1
1.	目的	1
2.	基本的考え方	1
3.	意義	2
4.	定義	3
第二章	制度の概要	6
1.	制度の基本的考え方	6
2.	制度の仕組み	7
第三章	実際のJDプログラム設置に当たっての留意点	18
1.	基本的事項	18
2.	プログラムの基本設計	18
	学位のレベル・対象学問分野・名称, 学位記, 連携外国大学, 協定, プ ログラム対象者の選定・選抜等, 学籍, 規模	
3.	カリキュラムの設計・学位審査等	21
	人材像, 使用言語, 教育の形態, 多様なメディアを高度に利用した授業, 卒業・修了要件, 単位の修得, 共同開設科目, 成績評価, 論文, 学位審 査, 指導体制, 教員, 校地・校舎・施設・設備等, 学生の移動等, 学習 環境	
4.	その他	24
	学費・奨学金等, セーフティーネット, 評価・質保証, 社会における認 知・評価	
第四章	ダブル・ディグリー等共同教育プログラム	27
1.	基本的考え方	27
2.	運営に当たっての留意点	28
	(1) 当初に確認すべき事項	28
	(2) 共同の実施体制の整備	28
	(3) カリキュラムの編成	28
	(4) 学位審査	29
	(5) 教育研究活動の評価	29
	(6) 学生への支援	30
	(7) 情報の公開	30

参考資料

- 1) 図解 1 国際連携教育課程制度について
図解 2 JDの想定運用パターン
図解 3 国際連携学科等において修得すべき単位について（共同開設科目取扱い）
図解 4 複数大学によるJD設置のパターン
図解 5 JD学位記のイメージ例
- 2) 諸外国のJDに関する扱い（国際共同学位に関する主要国への調査結果について）
- 3) ジョイント・ディグリーに関する各種提言
- 4) 第7期中央教育審議会大学分科会大学のグローバル化に関するワーキング・グループ 審議経過・委員名簿

第一章 総論

世界的なグローバル化の進展を背景に、高等教育においても、世界規模で国境を越えた学生や教員の流動化をはじめとする高等教育全般の国際化が年々加速しており、それに伴い、様々な共同の教育プログラムの取組が大学間で積極的に展開され始めている。我が国においても、世界の平和と繁栄に積極的に貢献する教育研究の提供と人材の育成を視座として、高等教育の国際通用性を向上させ、ひいては国際競争力を強化することが不可欠である。このため、優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを推進するとともに、意欲と能力のある若者の外国留学を促進する仕組みとして、外国の大学との共同プログラムの開設や共同での学位授与など、質の保証を伴った魅力ある体制の整備が必要との議論が、これまで中央教育審議会を始めとしてなされてきたところである。

こうした認識の下、このたび、外国の大学と共同で単一の学位記を授与するジョイント・ディグリー（以下「JD」という。）を実現するため、我が国の大学（短期大学を含む。以下同じ。）と外国の大学が共同で教育課程を編成する制度（以下「国際連携教育課程制度」という。）が、我が国の法体系の下で新たに施行された。本ガイドラインは、今後、大学がJDプログラムをはじめ国際共同学位等の教育連携体制の構築に当たり参照すべき指針として策定するものである。

1 目的

本ガイドラインは、「これからの大学教育等の在り方について（第三次提言）」（平成25年5月28日教育再生実行会議）等を踏まえ、大学教育のグローバル化に関する課題として、ダブル・ディグリー（以下「DD」という。）に続いて、今後、我が国の大学が外国の大学と共同で単一の学位記を授与するJD等、我が国の大学と外国の大学間における組織的・継続的な教育連携関係を促進するとともに、同時に学位及びプログラムの質を保証し、ひいては国内外の高等教育の質の保証及び更なる向上につながることを期待して、策定するものである。

なお、本ガイドラインについては、法的な拘束力を有するものではないが、今般のJD制度施行に当たり、実態のJDプログラム等の設計に当たってのよりどころとなる留意点を示すとともに、設置審査の観点を検討する際の基礎的資料となることから、大学関係者においては、本ガイドラインを十分に踏まえてJDプログラム等の設計に当たることが期待される。

2 基本的考え方

異なる国に所在する大学同士がどのようにプログラムを形成すべきかについては、国際的にも明確かつ詳細な合意は存在しておらず、このことが各大学におけるプログラム形成の検討を困難とする一因となっている。一方で、各国・地域が学生の流動性の向上とともに、それぞれDDやJD等の共同学位プログラムの構築をはじめとした取組を展開している。

このような背景において、我が国にとって、我が国の大学と外国の大学との間においてJDやDD等組織的・継続的な教育連携関係を構築することは、その活用により、我が国の大学がその教育の幅を広げ学生に異文化を経験させることができる等の効果を得られるのみならず、世界における地域連携を進める効果を得ることが可能となる。我が国の場合は、特にアジア圏における教育連携は、地理的近接性の利点も生かした高等教育交流の拡大のみならず、共同の教育プログラムへの取組による互恵的な関係を構築することを可能とし、地域の平和的繁栄のためにも極めて有効と考えられる。

特にJDは、一つの大学では提供できない高度なプログラムを、他大学の教育資源を活用することにより提供可能にするものであり、大学が単独に学位を授与するという段階から一步踏み出し、「国境を越えた集合体として」連携する大学が共同で学位を授与するという、グローバルな時代背景に適合した取組ということもできる。大学においては、個々の伝統や理念を踏まえ、独自の特徴を伸張させつつ国際展開を図るものとして、これら組織的・継続的な国際教育連携に積極的に取り組むことが期待される。

なお、大学には、JD又はDDを実施するに当たっては、国際的評価や通用性など質の保証を明確に意識し、どちらを実施するか判断することが期待される。

また、本ガイドラインの策定をもって、外国の学位制度に何ら影響を及ぼすものではない。

各大学においては、プログラムの形成に当たり、連携する外国の大学及び当該国のJDに関する制度等の状況を踏まえつつ、我が国の大学制度にかかわる部分について、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）等の関係法令に抵触することのないよう留意することが当然に求められる。このことは、外国に対する我が国の大学及び学位制度に対する信頼にも関わるものである。また、プログラムに基づき各大学が本来自ら実施すべき内容を十分に提供できない状況に陥らないようにすることも、当該プログラムの質を保証する上での当然の前提となる。

3 意義

JD及びDDの意義については、大学の捉え方によって異なるが、我が国の大学が外国の大学とのJDを実現するに当たって、大学が一つの大学では提供できない、より高度で革新的な、あるいはより魅力的なプログラムを行うことにより、学生に質や付加価値の高い学修機会を与え、大学、国、企業・地域に意欲ある優秀な人材

獲得を可能とすることにある。

◇ 学生にとっての意義

- ①一つの大学では得られない高度で付加価値の高い学修機会の獲得
- ②複数の国の高等教育機関等が共同で提供した教育プログラムを学修したことによる優位性の証明
- ③労働市場や進学など国際的に評価されるキャリア形成
- ④より短い期間、少ない経済的負担で複数の大学の連名による学位取得

◇ 大学にとっての意義

- ①海外におけるプレゼンスの強化・向上
- ②大学がその質を保証する学位留学プログラムとしての位置付けが可能となること
- ③外国の大学との国際教育連携を通じた教育内容の充実による国際競争力や魅力の向上
- ④優秀な学生の計画的な受入れ・派遣を通じた国際的な視野を持つ人材の育成
- ⑤外国大学との連携を深めることによる教員の意識改革や連携の強化をはじめとした学内改革の契機

◇ 国にとっての意義

- ①高等教育における学びの機会を広げ、我が国の高等教育の外国展開等、国際交流の発展を促進
- ②我が国の高等教育の国際通用性の向上に寄与
- ③質保証システムの国際的な展開の契機
- ④組織的・計画的な人材交流による人的安全保障の戦略的強化

◇ 社会（企業・地域等）にとっての意義

- ①社会（企業・地域等）の必要とするグローバル人材の育成
- ②外国大学の学位を併せもつ学生としてその能力の判定が容易
- ③修了生が持つ我が国の大学と外国の大学を通じた人的ネットワークを獲得
- ④J D・D Dの促進により国際展開に注力する大学が明確になることで、大学の特色を把握した上での採用活動が可能
- ⑤我が国の大学だけでは得難い、外国大学での教育を通じた生活やインターンシップの経験を、企業や地域の国際活動に即戦力として活用可能

4 定義

本ガイドラインにおける主な用語の定義は以下のとおりとする。

なお、ここに示す定義については、我が国の法令の定めるところにおいて、日本の大学と外国の大学との間で実施されるものに限定し、外国の大学同士で行うJD等の定義について、ここでは踏み込まないこととする。

また、外国の大学と共同でプログラムを構築し、複数の大学が学位を授与する方策としては、ここに掲げた「ジョイント・ディグリー」、「ダブル・ディグリー」の他に、例えば「デュアル・ディグリー」、「共同学位」、「複数学位」等の用語が各大学において用いられることがあるが、これらの用語の定義は本ガイドラインにおけるJD又はDDの定義のいずれかに包含されるものと考えられることから、ここでは子細な分類は行わない。ただし、いずれの場合も同様に本ガイドラインにおける留意点を踏まえた取組が期待される（「ジョイント・ディグリー」、「ダブル・ディグリー」以外の用語を用いることを妨げるものではない。）。なお、JD及びDDの定義については、他の類似の用語も含め、国内外において多様な使い方がなされていることに留意が必要である（参考資料2参照）。

<ジョイント・ディグリー（JD）>

連携する大学間で開設された単一の共同の教育プログラムを学生が修了した際に、当該連携する複数の大学が共同で単一の学位を授与するもの。今般の大学設置基準等の改正により可能となるJDは、所定のプログラムの修了者に対し、連携する外国の大学との連名による学位の授与を認めることとするもの（第二章以下では後者の定義による。）。

<ダブル・ディグリー（DD）>

複数の連携する大学間において、各大学が開設した同じ学位レベルの教育プログラムを、学生が修了し、各大学の卒業要件を満たした際に、各大学がそれぞれ当該学生に対し学位を授与するもの。

<学位記（ディグリー）>

学生が、大学が編成する所定（法令が定める卒業要件を達成しうるもの）の教育課程を修了し、当該大学を卒業した際、学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条各項の規定に基づき当該大学が当該学生に学位を授与した事実を証明する文書。

<履修証明（サティフィケート）>

大学が編成する特別の教育課程を修了した者（学生及び学生以外の者）に対し、修了の事実を証明するものとして、一つ又は複数の大学から交付される文書。

<プログラム>

一つ又は複数の大学が、大学、学部及び学科、又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設又は共同して開設し、体系的・計画的に編成された一連の教育課程であって、学生がその教育課程を適切に修了したことを厳正に評価し、もって学位の授与又は履修の証明をすることを目的とするもの。

<カリキュラム>

一つ又は複数のプログラムの実施に際し、それらを実現するものとして、一つ又は二つ以上の大学により提供される授業科目や研究指導等の体系。

<単位互換>

大学設置基準第 28 条等に基づき、大学（*必要な授業科目を自ら開設していることが前提）が、教育上有益と認める場合において、大学間の協議等において定めるところにより、学生が外国を含む他の大学において履修した授業科目について修得した単位を、一定の単位数を超えない範囲で当該大学における授業科目の単位に互換して、当該授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

第二章 制度の概要

1 制度の基本的考え方

J Dは、我が国の大学が外国の大学と共同で一つの教育課程を編成し、その教育課程を修了した者に対して、我が国の大学と外国の大学が共同して1枚の学位記を授与し、当該学位記に関係する大学の学長が連名するものである。このことについて、これまでは、我が国の法の支配が及ばない外国の大学が、我が国の学位授与の一端を担うようになることに関して、質の保証の観点から抑制的に取り扱ってきたため、我が国においてはJ Dを認めてこなかった。この点に関しては、今回の国際連携教育課程制度に基づくJ D制度においても、引き続き「法の属地主義」に基づき、我が国の「法の支配」が及ばないような外国の大学（当該外国の法の支配下にある大学）に関して、我が国の学校教育法等に基づいた取扱いを行うことは適切ではないため、我が国の法令上の整理では、学校教育法等に基づいて、「我が国の大学が授与する学位」として整理され、その学位記に連携する外国の大学が連名することができることとする。その際、連携する外国の大学における教育活動の質の保証に関しては、連携大学間で協定を締結することを必須とし、更に我が国の大学に国際連携教育課程（国際連携教育課程制度に基づき我が国の大学と外国の大学が共同で編成する教育課程をいう。以下同じ。）を実施するための国際連携学科・専攻の設置を義務付けることから、その大学間協定の内容及び質保証の仕組み等を、当該国際連携学科等の設置認可審査において併せて審査することとする。また、認可後は、認証評価やピア・レビューを行うこととして、その質の保証を確保することとしている。このように、外国の大学における教育活動に関して一定の質の保証を確保する仕組みを設けることで、これまでの抑制的な取扱いを改め、高等教育のグローバル化の進展の中、我が国の大学が積極的に外国の大学と連携できるよう、制度改正及び運用上の解釈の変更を行うこととしたものである。

なお、学生個人のレベルで見れば、既に単位互換制度が存在しており、一般的な学部の場合、124単位のうち60単位までは外国の大学で修得した単位を我が国の大学における授業科目の履修により修得した単位としてみなすことができる仕組みとなっており、当該制度を活用して我が国の大学の学位を授与することができることになっている。このため、これまでの単位互換制度の取扱いと今回のJ Dの仕組みとの違いは、これまで個別かつ事後的に認めてきた外国の大学での学修について、組織的かつ事前に我が国の大学の教育課程の中に組み込むとする点にある。

2 制度の仕組み

(1) 学位の授与について

- JDは、我が国の大学が外国の大学と共同で一つの教育課程を編成し、その教育課程を修了した者に対して、共同で学位審査を行い、共同で1枚の学位記を授与し、当該学位記に関係する大学の学長が連名するものである。一つの教育課程を共同で編成し、1枚の学位記を共同で授与する点で、それぞれの大学がそれぞれに教育課程を編成し、それぞれで学位授与を行うDDの仕組みとは異なるものである。

DDとの比較において、JDが持つ優位性は、前者の仕組みが、我が国の大学及び外国の大学の二つ又はそれ以上の教育課程を修了し、2種類又はそれ以上の学位を取得するものである（*ただし、単位互換を通じてある程度の省略化は可能）ため、学生にとっては時間的にも金銭的にも負担が大きいものとなるが、後者の仕組みが、一つの教育課程を修了し一つの学位を取得するものであるため、前者に比べて時間的にも金銭的にも負担が少なくなるものである。

- JDの学位は、上述のとおり、その性格に関わらず、「法の属地主義」から、我が国の法の支配が及ばない外国の大学に関して、我が国の学校教育法等に基づいた学位の授与権を付与することは適切ではない（*学校教育法第104条各項の規定により、我が国において学位が授与できる機関は、我が国の大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「学位授与機構」という。）のみである。）ため、今回の制度設計においても、学生が国際連携教育課程を修了した場合、学校教育法等に基づいて、我が国の大学から我が国の学位を授与されるものとして整理されることとなる。

- この点に関し、学位規則（昭和28年文部省令第9号）は、我が国の学位の授与権を有する我が国の大学と学位授与機構における学位についてのみ規定している省令である。当該省令においては、今回のJDと類似した仕組みとして、国内の共同教育課程制度に基づく学位授与について、共同教育課程を編成する我が国の大学が連名で学位授与を行うことを定めている（同省令第10条の2）が、これは、共同教育課程を編成する我が国の大学が、いずれも、もともと我が国の学位を授与することができる機関であるために可能な仕組みであった。

その一方、学校教育法においては、我が国の法の支配下でない外国の大学に対して我が国の大学の学位を授与することが認められていないため、「法律上位の原則」に基づき、同法の省令（=学位規則）において、外国の大学が我が国の学位を授与することができるように規定することは不適切であるため、今回のJDにおいては、学位規則上、あくまでも我が国の学位を授与する権限を有している我が国の大学が授与する学位として整理している（*この点について、仮に、外国の大学が我が国の学校教育法等の法令の規定に基づいて我が国の大学としての設置認可審査を受けて、我が国の学位授与を行うことを認可されるのであれば、それを拒むものではない。）。

昨今の高等教育を取り巻く世界的なグローバル化の進展の中で、我が国の大学が外国の大学と連携して教育研究活動を行っていくに当たって、一定の質が保証されるのであれば、積極的に外国の大学と連携できるような仕組みとする必要があることから、JDに係る学位授与の在り方については、既存の抑制的な取扱いを改め、運用上の解釈の変更を行った。その際、我が国の大学の学位記に記す内容については、従前各大学の裁量に任されていることから、大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（通知）（平成26年11月14日付け26文科高621号）等において、JDであって一定条件をクリアしたものについては、我が国の大学が授与する学位記に連携する外国の大学が連名することができる旨の運用上の取扱いの変更を示すことにより、両者の連名の形式での学位授与を公的に認めることとした。なお、当然にして、今回のJD制度における質の保証に係る一定の条件（国際連携学科等の設置や設置認可審査等）をクリアしていない大学は、従来と同様に外国の大学と連名で学位記を出すことはできない。

○ なお、学校教育法第4条第4項の規定に基づき、我が国の学位の分野等の取扱いについては、学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成15年文部科学省告示第39号）が存在し、当該告示において学位の分野が区分されている。その一方、外国の大学が授与する学位の分野については、学位の国際的通用性に鑑み、一定の共通性は認められると考えられるものの、各国の状況は様々であり、当該外国の学位の分野が我が国の学位の分野と完全に整合するものとは限らない状況にあることを踏まえる必要がある。このため、国際連携教育課程で行われる教育については、既存の設置認可を受けた我が国の学位の分野に収まらない可能性があるため、学位の分野の変更に当たるものとして整理している（*これにより、国際連携学科等の設置は、届出設置制度を活用することはできず、全て設置認可審査の対象となる。）。

○ JDの学位は、上記のとおり、我が国の大学と連携外国大学とが一つの教育課程を共同で編成し、その修了者に1枚の学位記を共同で授与するものであるため、当然に、両者の学位の種類は同一のものとして設計されている（例：我が国の学士に係る教育課程であれば、連携する外国大学の学士レベルの教育課程との共同でJDを設ける形となる。）。

ただし、専門職大学院については、連携外国大学が所属する当該外国において、我が国の専門職大学院制度と同様の仕組みがあるとは限らない。このため、上記の同一学位間でのJD及びこれを実現するための国際連携教育課程を設置することの例外として、大学院と専門職大学院については、同等レベルの学位に係る教育課程との連携を認める取扱いとしている（*例えば、我が国の「修士（専門職）」や「教職修士（専門職）」については、連携先の「修士（専門職）」又は「教職修士（専門職）」相当の学位はもとより、当該学位と同等レベルの「修士」とのJDを可能とする。同様に、我が国の「修士」と連携先の「修士（専門職）」とのJDを可能とすることとする。なお、これらの場合であっても、我が国の大学が授与する学位の種類は、当該大学に認められたもの（前者であれば専門職学

位、後者であれば修士)であることから、この点について連携外国大学から事前に同意を得ておく必要がある。)

なお、仮に外国の大学からJDに関する申入れがあった場合であって、当該外国の大学の学位に我が国の学位の種類いずれにも該当しないようなものが存在しており、そのようなものと我が国の大学とがJDを行おうとする場合には、事前に文部科学省に相談することとする。

(2) 国際連携学科等の必置について

- JD制度の創設に当たり、国際連携教育課程を運営する学内組織として、我が国の大学(短期大学を除く。)にあっては、既存の学部又は研究科を母体として、短期大学にあっては当該短期大学を母体として、新たな組織である国際連携学科又は専攻の設置を求めることとしている。これは、

ア：JDが外国の大学と連携して一つの教育課程を編成するものであることから、既存の学部等の教育課程とは異なるものであるとともに、当該課程の編成・実施に際して外国の大学との協議が必要となるなど、母体となる学部等内の協力を得つつも、独立した運営を確保し、機動的に対応する必要があること、

イ：外国の大学と連携して一つの教育課程を編成する場合において、外国の大学制度では、学位の分野が我が国と必ずしも整合するとは限らないことを踏まえると、既に認可を受けた学科等の中に各大学が任意で設置できる外国の大学と連携したコースの設定を認めることは、設置認可を通して各大学に委ねている範囲から大きく逸脱する懸念があり、設置認可の対象とすることが適当と認められること、

などの理由からである。

- JDの実施に当たっては、外国の大学との連携によって教育研究を行う点において、その専門性(専攻)に応じて、既存の学部若しくは研究科又は短期大学を母体として、その教育資源を活用する形で、新たな「国際連携学科」・「国際連携専攻」を設置することとしている。

その際、母体となる組織における教育研究活動の円滑な実施に支障を生じさせないよう、国際連携学科等の収容定員等は、母体となる学部等の収容定員等の2割の範囲内において定めている。

そして、教育研究上支障が生じないことを条件に、母体となる学部等の教員、施設・設備等の利用を認めることとしている。

以上のことから、国際連携学科等は、学部等の母体となる組織「全体」が当該学科等となることは想定していない。国際連携学科等の設置は、母体となる組織との同時設置の可能性もありうるが、基本的には、国際的に大学間連携を目的とした少人数プログラムが多い実態を踏まえ、母体となる学部等の教員、施設・設備等の活用を前提に設置認可を行うことを想定している。

(3) 国際連携教育課程について

- JDを実施するためのカリキュラムとなる教育課程の編成に際しては、大学設

置基準第 19 条第 1 項等において定める「必要な授業科目を自ら開設」することの例外として、国内の共同教育課程制度と同様に、我が国の大学と外国の大学が連携して一つの教育課程（国際連携教育課程）を編成することを認める特例を設けている。一方、国際連携教育課程を編成する我が国の大学が責任をもって体系的な教育課程を編成することは必須であり、教育課程の編成の一部又は全部について、連携する外国の大学（以下「連携外国大学」という。）に委ねたまとするとはできず、当該教育課程の編成に当たっては、連携外国大学と必ず協議をして大学間協定を締結することとし、そのことは、国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項について定める件（平成 26 年文部科学省告示第 168 号）等において協議すべき事項として規定している。

※ 大学設置基準第 19 条第 1 項において、大学は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目（履修により各大学が定める卒業要件単位となる授業科目）について、一定水準以上の教育資源（必要な教員組織並びに施設及び設備等）を備え、当該大学の指導計画の下で、必要な授業科目を自ら開設することとなっている。この点について、学士課程においては、外国の大学等自大学以外の場所において修得した単位等合わせて 60 単位を学生が所属する大学における授業科目の履修とみなすことができる仕組みがあるが、これらは、あくまでも「必要な授業科目を自ら開設すること」とした上で、学生が修得した外国の大学の単位等を自大学の授業科目において修得した単位に換算して自大学の授業科目の履修とみなすものであり、あらかじめ、既修得単位や外国大学等での修得単位等を前提として必要な授業科目の一部又は全部を開設しないような教育課程の編成は認められていない。

なお、上記の特例として、大学院においては、大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 条）第 13 条第 2 項に基づく研究指導委託制度が認められており、学外の高度な研究水準をもつ試験研究所等の施設・設備や人的資源を活用してそれらの機関に研究指導を委ねること（修士であれば 1 年、博士であれば全部が可能）が認められている（*連携大学院において教育研究方法の一つとして広く活用されている。）。

- また、今回の J D では、連携外国大学が開設する授業科目の中で我が国の大学では開設できないようなものがあると考えられ、また、そうした科目を取り入れて教育課程を編成することにより、我が国の大学単独や国内大学間の連携では生み出せないような新たな教育課程を提供することが期待されることから、連携外国大学が開設する授業科目を、あらかじめ自大学の授業科目とみなすことができる特例を設けている（*単位互換が、自大学で必要な授業科目を設定した上で、事後的かつ個別的に学生の学修成果に応じて自大学のものとみなすものであるのに対し、今回の特例は、「必要な授業科目を自ら開設する」ことの特例として、事前かつ組織的に外国の大学の授業科目を自大学のものとみなすものである。）。

この場合の連携外国大学において履修する単位（4 年制の一般の学部の場合 31 単位以上）の自大学の単位への換算については、外国の大学の 1 単位当たりの標準的な学修時間を、我が国の基準（1 単位当たりの標準的な学修時間）に当てはめて行うこととしている。

なお、この場合においても、国内の共同教育課程制度と同様に、共同で教育課

程を編成する各大学において修得すべき最低単位数を定めることとしている。具体的には、我が国の大学においては、卒業要件単位数の半分以上を修得することとし、連携外国大学においては、国内の共同教育課程制度における連携先大学における最低修得単位数と同程度の最低修得単位数を設定している（表1参照）。

表1：最低修得単位数及び共同開設科目の上限単位数

		卒業要件 単位	JDの最低修得単位数		共同開設科目 【単位互換の 半分】
			日本	各連携外国 大学	
大学	一般	124 単位 以上	62 単位 以上	31 単位 以上	30 単位以下
	医学・歯 学	188 単位 以上	94 単位 以上	32 単位 以上	30 単位以下
	薬学（臨床に 係る実践的能 力を培うこと を主たる目的 とするもの）	186 単位 以上	93 単位 以上	31 単位 以上	30 単位以下
	獣医学	182 単位 以上	91 単位 以上	31 単位 以上	30 単位以下
短期大学	修業年限 2年	62 単位 以上	31 単位 以上	10 単位 以上	15 単位以下
	修業年限 3年	93 単位 以上	47 単位 以上	20 単位 以上	23 単位以下
	修業年限 3年夜間	62 単位 以上	31 単位 以上	10 単位 以上	15 単位以下
大学院	一般	30 単位 以上	15 単位 以上	10 単位 以上	5 単位以下
専門職大学 院	一般	30 単位 以上	15 単位 以上	10 単位 以上	7 単位以下
	教職大学 院	45 単位 以上	23 単位 以上	7 単位 以上	45 単位以上の 単位数の 4分の1以下

- さらに、国際連携教育課程においては、我が国の大学と外国の大学とがそれぞれの授業科目を持ち寄り、教育課程を編成するのみならず、授業科目を共同で開設する場合も考えられるため、新たに「共同開設科目」の概念（*我が国の大学と外国の大学とが共同で授業科目を計画・設計し、共同で実施・管理し、成績管理等の質保証を行った上で、単位授与を行うもの。）を導入し、我が国の大学又は連携外国大学の単位数に、共同開設科目の履修により修得した単位を充てること

ができる仕組みを設けることとした（*その際、連携外国大学の最低修得単位数には、当該共同開設科目の単位数は含まず二重に算定できないこととする。）。

なお、共同開設科目の単位数に係る学修時間数に関する関係大学間の取扱いについては、大学設置基準第 21 条第 2 項各号の規定を下回らないようにしつつ、連携外国大学との間で協議して決めることとする。

- 国際連携教育課程において、連携外国大学の教室等の施設は、大学設置基準第 25 条第 2 項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件（平成 13 年文部科学省告示第 51 号）第 1 号に規定する「授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所」に該当するものとして整理している。

このため、我が国の大学が、当該連携外国大学の教室等において、多様なメディアを高度に利用した授業を実施することは可能である（*我が国の大学の授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において多様なメディアを高度に利用した授業を行うことは従前のおりに可能。）。なお、大学設置基準第 32 条第 5 項等の規定により、卒業要件として修得すべき単位数のうち当該授業の方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとなっている。

一方、外国の大学が実施する多様なメディアを高度に利用した授業を、我が国において履修することは、現行制度においても可能であるため、国際連携教育課程において連携外国大学が当該授業の方法を実施する場合も可能となる。しかし、これに関しては、大学設置基準第 28 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、外国の大学が実施するものの場合、60 単位を超えない範囲で自大学における授業科目の履修による修得したものとみなす旨の規定がある。この点について、国際連携教育課程においては、連携外国大学の授業科目も含めて自大学の授業科目としてみなす特例を設けるとともに、当該連携外国大学が実施する多様なメディアを高度に利用した授業を履修する場合に、同条の規定とは区別する規定（＝国際連携教育課程に係る授業科目の履修による修得する単位数に同条の単位を含まないものとする）を設けることとしている。なお、この場合には、大学設置基準第 32 条第 5 項等の規定に基づき、連携外国大学が実施する多様なメディアを高度に利用した授業により修得する単位数と我が国の大学が実施する当該授業の方法に係る単位数とを合計して、全体で 60 単位を超えないものとなる。

なお、国際連携教育課程における多様なメディアを高度に利用した授業に係る留意点としては、JD の趣旨が、連携する相互の大学に学生が一定期間滞在することで一つの大学では得難い学修機会を与えるとともに、外国において国際的な人的交流及び異文化体験をさせることで、より高い教育効果を狙うものであるため、国際連携学科等の学生が、一つの大学又は国にとどまったまま、多様なメディアを高度に利用した授業の履修及びその他の方法の併用によって、当該教育課程の全てを修了することは、JD の趣旨に合致しているものとはいえないため、本ガイドライン第 3 章 3 の該当部分の規定に留意する必要がある。

（４）修了要件について

- JD は、我が国の大学と外国の大学とが共同で編成し実施する教育課程につい

て、その修了者に対して連携大学が連名で学位を授与するものであるため、その修了に当たっては、学校教育法等に定める修業年限や修得すべき単位数等の修了要件を満たすほか、併せて連携外国大学における修了要件をも満たす必要がある。

また、授業科目の開設については、連携外国大学の授業科目を自大学の授業科目とみなすことができる特例措置を設けるが、連携する大学は、それぞれ必要な授業科目を開設する責任を負う必要があり、全部の授業科目について一方の大学の授業科目をもって足りるとするのではなく、国内の共同教育課程制度と同様に、それぞれの大学において必要な授業科目を設けるべく、それぞれ修得すべき最低単位数を定めることとしている。

その際、国際連携教育課程の修了者に対して授与される学位はあくまでも日本の学位であることに鑑み、我が国の大学においては、少なくとも半分以上の単位を修得することとし、連携外国大学においては、国内の共同教育課程制度を参考に、同制度と同程度の最低単位数の設定（学部は1学年相当分を設定されており、それ以外は学校種の性格に応じて設定）を行っている。

なお、我が国においては、修士の学位又は専門職学位を有する者等が大学院の博士課程の後期の課程に入学した場合の修了の要件は、大学院設置基準等により、原則3年とされる修業年限以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとされているが、当該者が国際連携教育課程である大学院の博士課程の後期の課程に入学した場合についても同様の修了要件とされており、我が国の大学院又は連携外国大学院において修得すべき単位数は設定されていない。ただし、国際連携専攻を設ける大学院において、博士課程の後期の課程の修了要件として単位の修得を設定することは可能であり、また、当該修了要件とする単位について、我が国の大学院又は連携外国大学院のいずれにおいて修得するものとするのか、あるいは、我が国の大学院又は連携外国大学院それぞれにおいて何単位ずつ修得するものとするのかといったことについても、我が国の大学院と連携外国大学院の協議に基づき設定することが可能である。

(5) 学生の身分について

- 国内の共同教育課程制度の場合には、本籍となる1大学を決め、当該大学に形式上所属することとしているが、今回のJDの場合には、それとは異なり、国際連携学科等に所属する学生の身分は、DDの場合と同様に、我が国の大学と外国の大学との二重学籍となる。

また、学生の厚生補導や授業料等については、国際連携教育課程を編成する各大学の協議により定めることとなり、国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項について定める件等で定める大学間協定で締結すべき事項の一つとしている。

- 国際連携学科等の維持が相手国の状況（天災・騒乱、外国政府による我が国の大学の学問の自由への介入等）により困難となった場合には、学生の保護の観点から、国際連携学科等に所属する学生を、母体となる学部等に置かれる他の学科等に転じさせ、それまでの連携外国大学の授業科目の履修により修得した単位に

については、単位互換制度により転じた先の学科等の単位として読み替えることとする旨の学内規定の整備が必要となると考えられる（*共同開設科目については、我が国の大学で修得した単位として取り扱うことができるとしている。）。なお、その場合、国際連携学科等で修得した単位の全てが転じた学科等において修得した単位として換算できるわけではなく、当該転じた学科等の教育課程に照らして所要の換算の措置を講じる必要があることに留意する必要がある。

（6）入学者受入れ方針、入学資格及び入学者選抜

- JDの学生については、二重学籍として、我が国の大学の学生であるとともに外国の大学の学生でもあることから、その入学資格については、学校教育法等で定める我が国の大学への入学資格を満たす必要があるとともに、併せて連携外国大学における入学資格についても満たす必要がある。

また、JDの入試日程や入試科目等の入学者選抜の実施方法などの取扱いは、国際連携教育課程を編成する各大学の協議により定めることとし、また、我が国の「大学入学者選抜実施要綱」については、新たにJDに対応する規定を設けることとしている。

（7）教員について

- 学科等については、①一定の専攻分野の教育研究を行う組織であるとともに、②必要な教員組織や施設・設備等を有する組織であることが求められる。
その際、大学設置基準等の基準は、大学を設置する際の最低基準であることから、大学設置基準第13条に定める授業を担当する専任教員や大学院設置基準第9条で規定する数の研究指導教員等などは、当該分野の学位を授与するに足る教育研究を行うために必要な最低限の組織を構成するために要する教員数と考えられ、国際連携学科等においても、通常の他の学科等と同様に、法令上の必要専任教員数を求めることとしている。
- その一方、JDについては、国際的大学間連携を目的とした少人数の学生を対象としたプログラムが多い実態を踏まえ、母体となる学部等の教員、施設・設備等の活用を前提に、母体となる学部等の収容定員等の内数として設置認可を行うこととするため、必要とする専任教員及び研究指導教員等についても、母体となる学部等の教員が国際連携学科等の教員を「兼ねる」ことを認めることとしている。
ただし、国際連携教育課程の編成・実施のためには、外国の大学との調整等を専門に行う教員が必要として、国際連携学科等ごとに、他学科等と兼ねることを認めない1名の専任教員を追加することとしている。

（8）校地・校舎及び施設・設備等について

- 校地・校舎については、学部等ごとにその種類に応じて収容定員に基づき算定された校地・校舎面積を合計したものが当該大学に必要な校地・校舎に係る面積とされている。今回のJDについても、国際連携学科等が置かれる母体となる学部等に十分な教育資源があることを前提として、従来大学設置基準等において定

めるとおりの学部等に必要な校地・校舎を求めることとしており、母体となる組織の内数であって、主となる学位の種類及び分野を変更するものではないこととするため、結果的に母体となる組織の校地・校舎の一部が振り分けられる形となる。このため、当該施設及び設備を利用することを原則とし、教育研究上支障を生じない限り、特別な施設及び設備を求めないこととしている。

- 一方、JDでは外国の大学において一定期間にわたり授業科目を履修することも想定されるため、我が国の大学における施設・設備だけでなく、連携外国大学における必要な施設及び設備を外国の大学と協力して教育研究に支障のないよう備えることも大学に求めている。

(9) 外国大学との協議について

- 我が国の大学が国際連携教育課程を編成し、実施するために外国の大学と協議する事項については、国内の共同教育課程制度に準じて、

- ① 教育課程の編成に関する事項
- ② 教育組織の編成に関する事項
- ③ 入学者の選抜及び学位の授与に関する事項
- ④ 学生の在籍の管理及び安全に関する事項
- ⑤ 学生の奨学及び厚生補導に関する事項
- ⑥ 教育研究活動等の状況の評価に関する事項

を、国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項について定める件等において定めている。

この点に関し、国内の共同教育課程制度においては、関係する大学がいずれも我が国の学校教育法等の法制下において質保証を行うことが可能であることから、法令において協議事項については特に定めず、各大学の裁量に委ねているが、今回のJD制度においては、連携外国大学が我が国の設置認可の対象とならず、連携外国大学との協議事項により質的担保を行わなくてはならないため、上記のように、協議事項を特に告示において明示している。

(10) 設置認可の考え方について

- JDの実施に際しては、教育プログラムの運営や学生の研究指導・学位審査、在籍管理等について、責任を持って管理・対応できる組織体制の整備が不可欠であり、国際的に通用する質保証が求められるものである。その質保証の仕組みは、各国の学校教育制度の中で様々であるが、我が国においては、自己点検評価等を通じた大学内部の質保証システムのほかに設置認可審査及び認証評価等の大学外部の質保証の仕組みが存在する。

そのうち、設置認可審査については、学校教育法第4条第4項の規定に基づき、我が国の学位の分野等の取扱いについて、学位の種類及び分野の変更等に関する基準が定められているが、外国の大学が授与する学位の分野については、学位の国際的通用性に鑑み、一定の共通性は認められると考えられるものの、当該外国の学位の分野が我が国の学位の分野と完全に整合するものとは限らない状況にあ

ることから、国際連携学科等の設置に当たっては、母体組織の内数の範囲で行うにしても、既存の設置認可を受けた我が国の学位の分野に収まらない可能性があるため、当分の間、学位の分野の変更に当たるものに準じて取り扱い、届出設置制度ではなく設置認可審査の対象としている。

この点について、留意が必要なのは、今回のJDでは、「学位の分野の変更」に当たるものに準じて取り扱う一方、我が国の大学が授与する学位の主となる種類及び分野の変更はしないもの（母体となる組織の一部を活用するため、その教育環境が大きく変更しない範囲内の学科等の設置を認めるもの）であれば、その範囲内において、一部の授業科目について、異なる学位の分野の授業科目を受講するものとなることはあり得る。

- また、設置認可審査においては、我が国の大学が大学設置基準等に基づき、適切な教育研究水準に達しているか審査するものであり、我が国の学校教育法等の対象外となる連携外国大学については、同法等に基づく設置認可の対象とはならないが、連携して教育課程を編成することを踏まえ、新たに国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項について定める件等において定める大学間で協議すべき事項に関して、協定が適切に定められているかを確認すること等により、連携外国大学における教育研究の質について実質的に一定の担保を行うこととしている。
- なお、各大学で構想されているJDについては、国際連携学科等が置かれる学部等で運営されている既存の教育課程を基本として、外国大学と連携して比較的少人数の学生を対象として実施するプログラムであることから、機動的な設置認可を行うため、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会に特別な審査機関を設け、適切な設置認可の方法等について審議することとしている。

（11）国際連携教育課程に係る特例の対象となる学校種等について

- 国際連携教育課程を編成・実施することができる学校種は、大学の学部、大学院の研究科、短期大学及び専門職大学院の研究科とする（ただし、法科大学院及び通信教育を除く。）。
- 法曹養成のための教育を行うことを目的とする法科大学院については、現在、政府において法科大学院を中核的な教育機関とする法曹養成全体の在り方に関し抜本的な見直しの議論が進められていることを踏まえて慎重に検討する必要がある。このため、将来的な国際連携教育課程の実施を想定しつつも、JDの最低取得単位数など詳細な仕組みについてはなお、司法試験制度を所管する法務省等関係機関との調整が必要となることから、今回の導入については見送ることとする。
- また、通信教育については、国内の共同教育課程制度においても、通学制での活用状況等を見極めて通信教育での導入の可否について慎重に検討すべきとして導入を見送っている状況であり、国際連携教育課程についても、まずは国内の共

同教育課程制度における通信教育の導入の検討を待つて判断する必要があるため、対象外とする。

- さらに、大学の当該学問に係る正規の課程の修了のみが国家試験受験資格取得の要件となっている分野（医師、歯科医師、薬剤師、獣医師の養成に係る分野）については、それぞれの分野における専門人材の養成の在り方を踏まえて慎重に検討する必要がある、また、国家資格の取得と教育課程が密接不可分であることから、資格の要件とも調整が必要となる。このため、当該分野については、今後他分野で創設される J D の運用状況も踏まえ検討を行うことができるよう、大学設置基準の本則において制度的な措置を行う一方で、これら分野であって、国家試験受験資格の取得要件となっている課程については、附則において、「当分の間」、制度の対象から除くこととする。

また、平成 29 年度までの間に学校教育法に基づく大学に入学し、薬学の 4 年制課程を卒業し、かつ、薬学の修士又は博士課程を修了した者のうち、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定めるところにより、6 年制課程を修めて卒業した者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したものについては、薬剤師国家試験受験資格を得られることとする経過措置が設けられているが、国際連携課程の修了者等は当該経過措置の対象としない方向で、厚生労働省において検討中である。

- 一方、教職大学院については、教員養成を目的とするものの、グローバル化に対応した教員の養成が明確かつ緊急に求められており、また、教員免許資格との調整も可能であることから、必要な規定を整備し、J D を可能としている。
- 国内の共同教育課程を実施する大学が、併せて国際連携教育課程を実施することについては、特例の上に特例を重ねることとなる。また、国内の共同教育課程は、平成 25 年 5 月現在において、4 共同学科及び 6 共同専攻しか設置されていない状況であるとともに、導入促進のために国際連携教育課程の導入状況を踏まえた制度見直しも考えられる。このため、今回の大学設置基準等の改正においては、国内の共同教育課程を実施する大学による国際連携教育課程の実施を認めないこととする。
- 株式会社立大学については、学校教育法の特例として、構造改革特区法（平成 14 年法律第 189 号）によって、国・地方公共団体・学校法人の他に、株式会社も大学を設けることができる仕組みの中で設けられたものであるが、それ以外の学校教育法の規定及び大学設置基準等において、国公私立の大学と何ら変わらない扱いをしているため、今回の国際連携教育課程の導入においても導入を認めることとしている。
- なお、高等専門学校や大学の別科又は専攻科などの非学位の教育課程を実施するものと外国大学との連携の在り方については、もとより学位に関わらないことであるので、今回の J D の対象とはならず、J D とは別に議論を行う必要がある。

第三章 実際のJDプログラム設置に当たっての留意点

国際連携教育課程は、我が国の大学と外国の大学とが共同して実施する教育プログラムであるが、法の「属地主義」の観点から、我が国の法令上の整理では、その法の支配が及ぶ範囲内でしか規定できないため、JDプログラムの一側面を示すにすぎない。このため、このガイドラインを通じて、JDプログラムの全体像を示すとともに、我が国の法令上の規定では示し得ない部分に係る留意点を示すこととしている。

なお、我が国の大学において国際連携教育課程を編成・実施し、JDを実施する場合には、国際連携学科等の設置を必要としているところであるが、連携外国大学との間で実際に行われる協議の実態は、「教育プログラム」として進められることが想定されることから、ここでは「JDプログラム」という表記を用いることとする。

1 基本的事項

- ✓ 我が国の一つの大学又は外国の一つの大学だけでは提供できない学術プログラムを、我が国の大学及び外国の大学が連携・協力し、双方の教育資源を相互に活用することにより、提供可能にするものであること
- ✓ 当該プログラムは、連携する我が国の大学と外国の大学とが共同して開発し、実施するものであること
- ✓ 当該プログラムをどのように編成するかについては、我が国の制度の範囲内で規定するもののほか、連携外国大学及び相手国の制度によって多様な形態・要件を要し得ること

2 プログラムの基本設計

◇ 学位のレベル、対象学問分野、名称

我が国の大学及び外国の大学が連携しつつ、それぞれの教育理念や体制に基づき編成するJDプログラムについて、以下のような点について、誤解を与えないよう明確なものとする。

- ① 我が国の大学と外国の大学とのJDであることが明確な名称となっていること。その際、学位記の様式や記載言語等、関係国の国内において社会的通用性があるとともに、国際的にも通用性があるものとなっていること。
- ② 授与する学位の種類（学士、修士、博士）が明確となっていること。また、短期大学士、修士（専門職）及び教職修士（専門職）については、必ずしも世界各国において共通の学位があるとは限らないことから、短期大学士・学士・修士・博士のどのレベルの学位に相当するのかについて明示す

- ること。
- ③ 授与する学位に付記する専攻分野の名称が明確かつ適切なものとなっていること。

◇ 学位記

- ① 我が国の大学と外国の大学とが連名で一つの学位を授与することについて、双方の大学内の意志決定及び学内規則の整備が行われていること。
- ② 学位記の発行手続については、JDは1枚の学位記を共同で発行するものであることから、学生に実際に学位記を手交するのがどちらの大学となるのか等、事前に一定のルールを定める等留意すること。
- ③ 学位記に使用する言語は、日本語での表記は必須とする。その上で、日本語のみとするか、連携外国大学が所在する国の公用語を併記するか、又は国際的通用性のある第三国の言語を併記するかについては、協定によって定めることとする。また、必要に応じて多言語併記もあり得ること。

◇ 連携外国大学

- ① 連携外国大学が所属する国において、他国の大学とのJDの実施を公的に認める仕組みがあること。
 - ② 連携外国大学が、当該国の正規の学校教育制度の中に位置付けられた、我が国の大学相当の高等教育機関であって、当該国において必要となる公的な質の保証（*認証評価等）を受けている機関であること。
 - ③ 連携外国大学が、当該国のJD制度の中でJDを実施することを認められていること。
 - ④ 連携外国大学が、開設するJDと同レベルの学位につき有効な学位授与権を有し、かつそのレベルの学位授与の実績があること。
 - ⑤ 連携するに当たり十分な教育資源（職位資格と適切な専門性を有する教員、必要となる校地・校舎・施設・設備等）を有している機関であること。
- ※ 連携する外国大学について、当該大学が所在する国において質保証制度が確立されておらず、例えばUNESCO「高等教育機関に関する情報ポータル」（<http://www.unesco.org/new/en/education/resources/unesco-portal-to-recognized-higher-education-institutions>）等にも正規の大学等として認められている情報として掲載されていない場合は、あらかじめ文部科学省に相談すること。

◇ 協定

連携外国大学との間で安定的かつ継続的な教育連携を確保するため、あらかじめ、責任ある意思決定権者間による協定等により必要な事項を取り決めていること。

- ① 大学運営の責任者の名義等により、プログラムの運営方針について、詳細にわたり協定等により取り決めていること。

例) 大学ごとのJDプログラムの対象となる学生数、プログラムの責任の

所在，入学者・進学者選抜方法，教員の所属及び配置，学生の学籍上の身分取扱い及び福利厚生，教育研究の内容・方法，業務運営，経費の配分，学生に対する責任，授業料等の取扱い，知的財産権の扱い，プログラム終了（廃止）時の手続（学生が在籍する期間の経過措置及び廃止後の学籍簿の取扱いを含む。），その他のプログラムの編成及び実施のために必要な運営方針等

- ② 協定等を設ける際は，それぞれの大学が協定等を通じてどのような連携活動を展開しようとしているのかについて，その意思について十分に確認していること（例：了解を得ずに各大学が自らの大学の学生に学位を授与するといった，質の保証の観点から適切に責任を果たすことが困難な事態になることのないよう留意しているか。）。
- ③ 双方の教育資源の実際的活用が，十分に確保されたプログラムとなっていること。
- ④ 協定に基づき各大学との調整や重要事項について協議を行うため，権限を有する者あるいは当該権限を有する者から必要な権限を委ねられている者により構成される協議会等を設け，定期的を開催することになっていること。

◇ プログラム対象者の選定，選抜等

- ① 入学者・進学者選抜方法について大学間協定において決定していること。基本的には，我が国の大学と連携外国大学が双方受け入れる学生について合意して受け入れるべきであることから，共同で実施することが望ましい。なお，それぞれ別途実施する場合や，共同で実施することとの組合せ等の場合等も含め，どのように行うか，選抜から承認まで一連の手続について事前に連携外国大学と詳細を取り決めていること。
- ② 当該プログラムへの学生の募集に当たっては，取得する学位，卒業・修了要件，教育内容や方法，タイムスケジュールや費用，学修ワークロード，奨学金や福利厚生等の学生支援等について十分な情報を事前に周知し，疑義の生じないように配慮していること。
- ③ 当該プログラムへの学生の入学に当たっては，それぞれの国の学校教育制度の中における入学資格の違いに留意し，当該制度の範囲内で適切に対処すること（例：連携外国大学が所在する国の法制度上，我が国の大学への入学資格に満たない資格で当該国の大学への入学を認めている場合，我が国の大学においては，我が国の大学入学資格を満たすまでの間は，JDプログラムへの正規の課程に入学させることができないこと。）。

◇ 学籍

我が国の大学と連携外国大学の両方の学籍を有することになるため，学生に対する責任等につき，それぞれの大学において適切に学籍管理がなされるなど，遺漏がないよう適切に処理していること（例：プログラム廃止後の学籍簿の取扱いについて事前に決定しておくこと。）。

◇ 規模

プログラムの実施規模が、双方の大学及び関係組織にとって、運営可能であり、かつ、適切な範囲のものであること（例：どの程度の学生数で当該プログラムを運営するのか、その際、当該プログラムの運営により既存の教育研究体制に与える影響等を考慮しているか。）。

3 カリキュラムの設計・学位審査等

◇ 人材像

育成すべき人材像が明確となっており、我が国の大学と連携外国大学の双方の関係者間で十分に共有されていること。

◇ 使用言語

カリキュラムの調整や交流の促進が円滑に行われるよう、

- ① 我が国の大学と連携外国大学の双方において、国際的通用性のある言語（英語等）など共通言語による課程や授業を提供するなどの工夫が講じられていること。
- ② 各大学においてそれぞれの言語で教育が提供される場合は、学生の円滑な学習が確保されるよう、言語教育課程の充実等十分な支援体制が構築されていること。

◇ 教育の形態

教育を提供する形態について、我が国及び連携外国大学の属する国の法令に基づき、あらかじめ連携外国大学と協議して取り決めておくこと（例：双方の大学においてそれぞれ開設する科目を履修する場合、オンラインで一部の科目を留学を伴わずに履修する場合、連携外国大学の教員が一定期間滞在し担当する一部の授業を履修する場合等。）。

◇ 多様なメディアを高度に利用した授業

第2章2（3）のとおり、国際連携教育課程において、我が国の大学の教室等はもとより連携外国大学の教室等において多様なメディアを高度に利用した授業を行うことは可能であるが、JDの趣旨に鑑み、原則として、国際連携教育課程の学生が連携するそれぞれの大学に一定期間滞在して教育機会を得ることを求めることとしていることから、一つの大学又は国にとどまったまま、多様なメディアを高度に利用した授業の履修及びその他の方法の併用によって当該教育課程を修了することは、JDの趣旨に合致してはいえない。

このため、国際連携教育課程において、多様なメディアを高度に利用した授業の方法により修得する単位数は、連携する大学ごとに、上限の目安として31単位未満程度となるように当該教育課程を編成すること。

また、大学設置基準第 32 条第 5 項等の規定により、多様なメディアを高度に利用した授業の方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとなっており、当該規定は、国際連携教育課程においても適用になるものであるため、当該教育課程の編成の際には、当該授業の方法により修得する単位数が全体として 60 単位を超えないように留意すること。

◇ 卒業・修了要件

我が国の大学と連携外国大学とにおいて、それぞれの学位プログラムの卒業又は修了の要件を満たすとともに、JDプログラムとしての要件を満たす必要があること。

- ① 【単位・修業年限】それぞれの大学において卒業又は修了の要件とされている修得すべき単位数（例えば、我が国の学部の場合は 124 単位）及び修業年限（例えば、我が国の学部の場合は 4 年以上）とともに、JDプログラムとしての要件（例えば、学部の場合は我が国の大学で 62 単位以上、連携外国大学で 31 単位以上）を満たすこと。
- ② 【論文】それぞれの大学において修了要件として作成しなければならない論文（我が国の場合は博士課程及び修士課程（特定課題研究・博士論文研究基礎力審査でよい場合を除く。）で必要）について、審査及び試験に合格すること。論文指導は共同で行うことが想定される。

◇ 単位の修得

- ① カリキュラムの編成の際、連携外国大学の単位制度（授業時間を含めた学習量や単位の認定方法等）について確認するとともに、学位取得に向けたタイムスケジュール、履修の順序やアカデミックカレンダーの相違等について十分に確認していること。
- ② コースワークを重視し、授業内容を反映した科目名によるプログラムの構成に留意していること。連携外国大学において修得した単位を共同のものとして我が国の大学の単位に認定することについては、当該連携外国大学の単位当たりの標準的な学修時間を、我が国の 1 単位当たりの標準的な学修時間に当てはめて行うこと。

◇ 共同開設科目

- ① 共同開設科目は、大学設置基準第 19 条第 1 項等の規定（必要な授業科目を自ら開設すること）に関わらず、JDプログラムにおいてのみ適用される我が国の大学と連携外国大学とが共同で開設・実施する特例的な授業科目であるため、どちらかの大学が既に開設・実施している授業科目を自らの授業科目とみなすような仕組みとはならないようにすること。
- ② 共同開設科目の開設に当たっては、事前に関係する大学間で、教育内容・方法・使用教材・成績評価方法・実施に要する経費負担等について合意するとともに、適切に役割分担をしていること。

【共同開設科目を作るに当たっての取組例】

授業形式（講義／演習）、シラバスや単位数の共同決定、成績判定のベースとなる評価のガイドライン（絶対／相対評価等）の策定、チーム・ティーチング 等

◇ 成績評価

- ① カリキュラムの国際通用性の観点から、学位を取得するに当たり達成すべき能力基準を明確にするとともに、例えばGPAの導入や評価に係る教員間の相互チェックなど、透明性、客観性の高い、厳格な成績評価を行えるよう留意していること。
- ② 成績評価の観点及び基準等については、それぞれの大学の関係者間で事前に協議し、合意していること。

◇ 論文

論文指導における我が国の大学と連携外国大学による共同指導の在り方など、連携外国大学及び当該国の制度や実情も踏まえつつ、質の保証が適切に図られるよう、十分に検討していること。

◇ 学位審査

- ① 連携外国大学と十分に協議をした上で、共同で学位を審査する際の基準を設ける等により、適切な学位審査が確保されていること。
- ② 学位審査を行う教員の資格及び専門性については、連携外国大学が所在する国の教員資格が、必ずしも我が国の教員資格と同じであるとは限らないことから、審査員となる教員のレベルの同等性が確保されていること。

◇ 指導体制

十分な学生指導体制を確保していること。

- ① 特に、構成するプログラムが修士課程又は博士課程の場合、学位に責任を持つ全ての大学の教員から学生が研究指導を受けることができるよう、研究指導教員については、それぞれの学生について学位に責任を持つ全ての大学から教員を主担当又は副担当として定めるなど、適切な措置をしていること。
- ② 連携外国大学においても、我が国の大学の教員の指導をオンラインで受けられる等の工夫を講じることとしていること。

◇ 教員

- ① 我が国の大学でJDプログラムを展開する国際連携教育課程を編成する国際連携学科等に、大学設置基準等において必要とされる専任教員が基準数以上配置されていること。その場合において、国際連携学科等が母体とする学部等の他の学科等の教員が、国際連携学科等の教員を兼ねることができること。ただし、1名の専任教員については、自らの教育研究活動の

遂行の他、連携外国大学との調整等を専属に行うため、他学科等の教員と兼ねることができないこと。

- ② それぞれの大学の教員は、あくまで雇用関係がある大学に帰属する教員として位置付けられ、JDプログラムに参加することがあっても、必ずしも、どちらかの大学に兼任することを求めるものではないこと（*連携外国大学の教員については、今回のJDプログラムの実施に当たって、法令上、我が国の大学との雇用関係を持つことは求めない。）。

◇ 校地・校舎・施設・設備等

JDプログラムに係る校地・校舎・施設・設備等については、学内の施設・設備等を利用することが可能であるが、JDプログラムの円滑な実施に支障が生じないものであるとともに、既存の学科等の教育研究活動に支障を生じさせるものではないこと。

◇ 学生の移動等（留学・在学期間）

JDは、原則として、連携する双方の大学に学生が一定期間滞在し教育機会を得ることを伴うものであるべきことから、これら教育機会が確実に確保されていること。

- ① それぞれの大学において一定期間まとめて授業を受けることができるようなカリキュラム編成などになっていること。
- ② 国内と外国の大学の間を移動することに伴う学生の負担を、可能な限り軽減するものとなっていること。
- ③ 学生の授業科目の履修や、就職活動を含めた授業外の各種活動に過度な負担を生じさせることのないよう配慮していること。
- ④ それぞれの大学から参加する学生数について、偏りを避けバランスの取れたモービリティが、可能な限り確保されていること。

◇ 学習環境

全体を通じて適切な学習環境が確保されるよう、関係する全ての大学と十分検討していること。

4 その他

◇ 学費・奨学金等

- ① 複数の大学に在籍することに伴って生じる授業料等の取扱いにつき、価値の対価として過度な授業料等の負担がないよう学生の便益に配慮がなされていること（例：授業料を重複して徴収する等のことがないこと。）。
- ② 双方の大学の学生間で公平が図られるよう、留意していること。
- ③ 学生の留学に伴う経済的負担について、相応に配慮されていること（*特別な経済的支援等）。

- ④ その他、学生の福利厚生について、適切な配慮がなされていること。

◇ セーフティーネット

何らかの事情で学生が履修を断念した場合や、プログラムの修了要件を満たさなかった場合、さらにはいずれかの大学がプログラムの継続が困難となった場合（天災や騒乱等）等の対応について、例えば、当該大学の責任の下に、他学科・専攻等への転籍や既修得単位の読替え、又は補完的に授業科目を提供することができるようにしておくなど、あらかじめ必要な対処方針や方策が定められていること。

◇ 評価・質保証

J Dプログラムの実践においては、学位の質保証を確実に行うことが重要であり、各大学は、それぞれのプログラムが、一つの大学で授与される一つの学位と比較して付加される価値を明確にし、当該プログラムを修了した学生が修得する能力等を学生のみならず社会に対して説明する責任をもつこと。このため、学生が当該プログラムを修了した際に、その質に疑義が生じるようなことは厳に避けなければならないこと。

- ① プログラムを開設した場合、速やかにその内容に関する情報を、学生及び社会に対し公表すること。また、外国に対しても情報を発信すること。
- ② 常設の運営委員会等で、随時連携外国大学と協議を行うこととしていること。

具体的には、J Dプログラムを実施する我が国の大学において、J Dプログラムを共同で実施する連携外国大学とともに、学内に常設の委員会等を設置し、プログラムの質保証を行うこととしていること。

当該常設委員会等の委員には、当該学問分野、あるいは隣接・関連する分野において、博士課程を持ち博士学位授与の実績のある我が国の大学の教授を含めていること。

- ③ 認証評価の際の自己点検評価に、J Dプログラムについて盛り込んでいること。
- ④ 連携外国大学の公的質保証が確実になされていることを重ねて確認する意味で、J Dのカリキュラムの編成に当たり、連携外国大学がどのような分野別質保証や職業資格団体による認証等を受けているか確認していること。

※ J Dの質保証については、積極的に取り組む我が国の大学が、主体的に相互に情報を共有し、ピア・レビュー等による質保証を行うことが、我が国の高等教育機関が実施するJ Dの質保証を維持し、また外国からも信頼を勝ち得る意味で極めて重要であり、強く期待される。なお、通常の大学教員等で行われるピア・レビューではなく、質保証に関する有識者、企業、研究所、外国の大学等の関係者が参加するレビューであることが望ましい。また、大学等において発行されるジャーナルにおいて、ピア・レビューができるような仕組みを構築することも検討に値する。

◇ **社会における認知・評価**

学生本位の視点に立ち、J Dが就職先となる企業等社会的に認知されかつ評価されることは極めて重要との観点から、J Dプログラムの有為性等について社会に対し広く広報・説明し周知を図っていること。

第四章 ダブル・ディグリー等共同教育プログラム

DDについては、これまで、平成22年5月に策定された「我が国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグリー等、組織的・継続的な教育連携関係の構築に関するガイドライン（中央教育審議会大学分科会 大学グローバル化検討WG）」において、その運用に当たっての指針が示されてきたところであるが、今般、新たにJDについて制度改正がなされたことを受け、当該ガイドラインを廃止することとする。

一方で、JDとの関係性を精査した上でも、当該ガイドラインにおける記述の内、引き続き参照すべき部分については、改めて本章に記載する。

なお、DDについては従前通り設置認可を要さないこととなるが、大学においては、DDの実施が当該大学単独にとどまらず我が国の大学の学位全般に係る信頼性に影響を及ぼすものであることを十分に意識した上で、その教育の質の維持・向上を図るべきであることは言をまたない。

加えて、JDについて本ガイドラインで示す留意点についても、DDプログラムの設計・運営に当たっての参考とすることが期待される。

1 基本的考え方

DDについては、複数の大学がそれぞれに特定の学問分野でそれぞれの学位を授与するものであるが、学生が一つの大学に在籍して学位を得て更に別の大学に在籍して学位を得ることに比べ、単なる単位互換協定からより一歩進んだ形の協定締結などを通じた連携を図ることにより、期間と学修量を多少緩和して二つの学位を得ることができるものである。

（*DDの場合は、実施主体が複数あり、その実施主体のどちらもが、単独でも学位を授与することができる。それぞれの大学のカリキュラムが存在した上で、他大学と共同し、相互に学位を出すことができる共通のプログラムを設定する。最大ワークロードは通常の学位取得の2倍となるが、多くの場合、単位互換協定の締結等を併せ実施するため、実際は2.0以下のワークロードとなる。）

JDとDDの関係性については、多様な考え方がある。JDをDDの発展型として捉える考え方もある一方、それぞれ目的が異なるプログラムという考え方もある。これらは、あくまでもプログラムを設計する大学の考え方によることとなることから、大学においては、あらかじめ何を目的として共同学位プログラムを構築するのか、綿密な計画性を持って取り組むことが必要となる。

また、連携先の大学が属する各国の制度等により、共同プログラムの開設方法がJDあるいはDDのどちらかに限定されるケースも考えることに留意すべきである。

2 運営に当たっての留意点

(1) 当初に確認すべき事項

第一に、関係大学となる外国の大学について、当該国や地域における公的な質保証システムにおける認可等（相手大学の所在国における適正な評価団体からのア krediteーション、UNESCOの高等教育情報ポータルに掲載されている大学であること等）を受けているか確認すること。

その上で、関係大学と教育連携関係を構築する意義や、参加する学生数の見込み、教員の配置等について、学内で十分検討し、学内における組織的・継続的な教育連携関係の構築にかかる基本方針を明らかにし、関係者の共通理解を得ること。その際、当該教育連携関係を通じて関係大学より取得可能な学位等の位置づけ（正規の学位であるか、学位とは別の証明書であるか、等）について、十分に確認すること。

さらに、形成するプログラムのうち我が国の大学がかかわる部分について、我が国の大学設置基準等の関係法令と抵触することがないか、十分に確認すること。

(2) 共同の実施体制の整備

第一に、関係大学との教育連携の安定的かつ継続的な実施を確保するため、あらかじめ関係大学間において、学長、理事長等の大学運営に責任を有する者の名義により協定を締結し、大学ごとの対象人数、教員の配置、教育研究の内容、業務運営、経費の配分、学生に対する責任、授業料等の取扱い、プログラムの終了時の際の手続その他プログラムの形成及び実施のために必要な基本的な方針について協定等により取決めを設けること。協定等を設ける際は、各関係大学が協定を通じてどのような連携活動を展開しようとしているのか、その意志について十分に確認すること。これにより、例えば了解を得ずに関係大学が自らの大学の学生に学位を授与するといった、適切に責任を果たすことが困難な事態になることのないよう留意すること。

また、協定に基づき関係大学との調整や重要事項について協議を行うため、権限を有する者あるいは学長、理事長等から必要な権限を委ねられている者により構成される協議会等を設け、定期的に開催すること。さらに、プログラムを組織的かつ継続的に運営するため、各関係大学において窓口となる担当部署を設定し、情報の共有や各種問合せへの対応、プログラム運営上の関係者間の調整など、組織的な教育連携を図るよう留意すること。

(3) カリキュラムの編成

第一に、カリキュラムの編成に当たり、関係大学がどのような分野別質保証や職業資格団体による認証等を受けているか確認すること。

次に、カリキュラムの編成の際には、関係大学における単位制度（授業時間を含めた学習量や単位の換算方法等）について確認するとともに、学位取得に向け

たタイムスケールや履修の順序、単位互換の手続、アカデミックカレンダーの相違、履修すべき科目と学生が選択可能な科目の整理等について十分に確認し、学生の履修に支障がないようにすること。また、コースワークを重視し、授業内容を反映した科目名によるカリキュラムの構成に留意するとともに、関係大学における単位制度も踏まえつつ、単位の実質化を軽視することのないよう、厳密に確認すること。その際、単位互換の枠組みについては、既に国際的に実施されている枠組みの活用も考えられること。

また、魅力あるプログラムを形成するとともに、カリキュラムの調整や交流の促進が円滑に行われるよう、双方の大学が英語等による授業や課程を提供するなどの工夫を図ること。さらに、教育内容の質を保証するとともに、学生の負担を減らす観点から、担当教員が双方の大学に出向いて共同指導を行う等工夫すること。

その上で、カリキュラムを充実するとともに、その可視化を図る観点から、関係大学間の議論や対話を通じて学位を取得するに当たり達成すべき能力を明確にするとともに、例えばGPAの導入や評価に係る教員間の相互チェックなど、透明性、客観性の高い、厳格な成績評価が行われるよう留意すること。

なお、形成するプログラムが修士課程又は博士課程の場合、学生が全ての関係大学の教員から研究指導を受けることができるよう、研究指導教員については、それぞれの学生について全ての関係大学から教員を主担当又は副担当として定めるなど、適切な管理を行うこと。

(4) 学位審査

学位審査については、各大学において適切に行われることを前提としつつ、例えば論文の提出が求められる場合、各関係大学に提出する論文の数や内容、トピックの選択、使用言語、論文受理の要件、論文審査のタイムスケジュールや審査体制、論文指導における関係大学による共同指導の在り方などにつき、相手大学の制度や実情も踏まえつつ、十分に検討すること。学位審査に当たり、関係大学と十分に協議し、適切に行うこと。また、各国の学位制度や適切な質の保証を踏まえつつ、例えば我が国の修士課程において、論文の提出に代えて特定課題についての研究成果の提出を求めるなどの対応も考えられること。なお、一つの論文で複数の大学においてそれぞれ学位を取得可能とするプログラムについては、質の保証の観点から疑念を持たれないよう、引き続き慎重な検討が必要である。その際、修士課程・博士課程における学位審査については、学位審査委員会に関係大学の教員を構成員として加えることが考えられるが、その場合は、学位規則第5条の協力者とするなどの対応をとること。

なお、学位記の発行に際しては、当該プログラムの概要や、その履修を通じて得られる能力等に関する情報を記載した資料（例えば、アカデミック・ポートフォリオや欧州におけるディプロマ・サプリメント等）の文書を学位記に添付することが望ましい。

(5) 教育研究活動の評価

プログラムにかかる教育研究活動の評価については、各大学の自己点検・評価、

認証評価など大学単位で実施する際、あるいは専門職大学院において課程単位でその教育研究活動の状況について認証評価を受ける際に、当該プログラムの状況についても適切に評価を受けること。

(6) 学生への支援

新入学生のみを対象とするコースや、入学後に希望する学生が応募可能なコース等を設けることが考えられるが、いずれの場合においても、当該プログラムを選択する学生の募集については、具体的な手続を定めること。その際、募集要項等の関係書類等については、原則として公開するよう留意すること。また、想定した募集人員が集まらなかった際の扱いについても、応募した学生に不利益とならないよう、対応策を事前に協議すること。

次に、学生の在籍関係については、我が国の大学及び相手大学の両方に同時に在籍する期間が存在する場合は、学生に対する責任等につき遺漏がないよう適切に処理すること。あわせて、学生の学修及び生活面において、関係大学間で継続的に状況把握を行い十分な連絡・情報共有を心がけるとともに、学生が履修上の適切な指導を関係大学において受けることができ、心身ともに健康な学生生活を送ることができるための支援体制を整備するなど、継続的な学生支援体制を関係大学間において構築することに留意しつつ、学生が履修に失敗した場合の扱いについても事前に協議すること。また、複数の大学に在籍することに伴って生じる授業料等の取扱いにつき、学生の便益に配慮するとともに、双方の大学の学生間で公平が図られるよう留意すること。また、全体を通じて適切な学習環境が確保されるよう、関係大学と十分検討すること。これらの措置を通じて、学生が国内と外国の大学の間を移動することに伴う負担を可能な限り軽減するとともに、学生の授業科目の履修や、就職活動を含めた授業外の各種活動に過度な負担を生じさせることのないよう配慮すること。

なお、当該プログラムの安定的かつ継続的な実施を確保するため、いずれかの大学がやむを得ない事由により授業科目を開設できなくなった場合にも、当該大学の責任の下に、関係当局に助言を求めるとともに、学生に対し、その授業科目を提供することができるようにするなど、あらかじめ、対処方針と必要な方策を定めておくこと。

(7) 情報の公開

上記の留意点に関する各大学及び関係大学における方針及び検討結果や、当該プログラムの開始後における実施状況等については、質を対外的に保証し説明責任を果たす観点や、当該プログラムの詳細についてあらかじめ学生が把握し、適切な判断や選択が可能となるよう、適切に公開するとともに、関係大学に対しても必要な情報の公開を適宜要請すること。

また、大学の取組や当該プログラムを選択した学生の学習成果が社会で広く理解されるよう、各大学において、教育的な効果について学生のみならず広く社会に対して伝えていくこと。